

公 示 日：2023年8月16日（水）

調達管理番号：23a00475

国 名：全世界

担 当 部 署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第二チーム

調 達 件 名：全世界資源分野に係る調査及び技術支援業務（鉱物資源）（国内業務）

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

本契約は、国内業務の内容となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点（1）報酬について」をご覧ください。

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：鉱物資源
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査・研究業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年10月上旬から2024年2月下旬
- （2）業務人月：現地 0.00人月、国内 2.80人月、合計 2.80人月
- （3）業務日数：現地業務期間 0日、国内業務期間 56日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2023年8月30日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4

月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年9月11日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	鉱物資源分野における業務
対象国及び類似地域	全世界（除く日本）
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：社会基盤部資源・エネルギーグループが実施している案件のうち、以下の6案件に従事している法人及び個人（補強所属元含む）（詳細は別紙参照）。

- ① 長期研修「全世界資源分野の人材育成プログラム」（資源の絆）
 - ② 課題別研修「全世界鉱物資源分野における連携強化プログラム」
 - ③ 課題別研修「全世界資源探査のためのリモートセンシング GIS 活用」
 - ④ 課題別研修「全世界鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」
 - ⑤ 全世界（広域）環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査
 - ⑥ ザンビアにおける鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発地球規模課題対応国際科学技術協力
- なお、本業務を受注した法人及び個人は、本業務において案件形成に関与した案件についてはその本体事業等へは応募いただけなくなります。

また、先に行われた業務等との関連で、本案件の競争に 不当に有利となると JICA が判断した法人・個人は、競争参加資格なしとする場合があります。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

有用鉱物資源を保有する途上国にとって鉱物資源開発は、一般に、他産業の育成・開発に比べて短期間に結果が得られる強力な成長戦略である。また、単に鉱山開発にとどまらず、周辺インフラの整備、辺境地の地域振興やさまざまな分野の技術者、技能者の人材育成への貢献など、当該国の社会、経済に与える影響は非常に大きい。

途上国が鉱物資源を開発・利用して持続的発展をとげるためには、法制度から資源探査、開発、閉山、保安、鉱害対策、鉱山周辺の社会経済対策や公共財政管理、環境対策にいたる広義の鉱物資源管理が重要であり、多くの知見を有する先

進国からの支援が有効である。

我が国は、近年まで国内に多くの鉱山を抱え、鉱物資源管理の体制を整備・運用し、鉱害問題なども乗り越えてきた経験を有している。また、国際的な比較において、企業規模は比較的小規模かつ縮小傾向にあるが、依然として優れた探査技術、製錬技術、環境関連技術等を有している。JICAにおいてこれらの知見を通じた協力を行い、途上国における鉱業の発展に寄与することは、国際市場への持続的かつ安定的な鉱物資源供給に貢献することにもつながり、また、日本国内の鉱業セクターの活性化や製造業の持続的成長のためにもその実施の意義は高い。

JICAは、これまで支援対象国のニーズや人材育成レベルに合わせて、本邦研修や技術協力プロジェクト、フォローアップ協力等を有機的に組み合わせることによって、戦略的に資源分野の開発能力強化、人材育成を目的とした事業を実施してきている。これら資源分野での協力の効果をさらに向上させるため、各スキーム・事業の質向上のためのJICAに対する助言、JICAが事業を企画・運営する際の関連大学や民間企業、省庁・研究機関等との連携を行う技術支援が必要となっている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAによる資源分野の人材育成プログラム（資源の絆）をはじめとする鉱物資源分野の事業を効果的、効率的に実施するため、各事業の企画、実施、改善にかかる助言や支援、スキーム間の連携支援、帰国研修員のフォローアップ事業の検討や実施に係る支援、大学や民間企業、省庁・研究機関等と関係構築や講師派遣交渉、課題別研修の内容充実の為の助言等を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

国内作業：2023年10月～2024年2月のうち56日を想定

- (1) 鉱物資源分野の各事業の充実化や改善のための技術的助言
 - 技術協力プロジェクト等の業務計画、実施に関し、JICAに対して技術的助言を行う。
 - 資源分野の人材育成プログラム（資源の絆）をはじめとする鉱物資源分野の協力実施に関し、JICAとも調整の上、成果発現に向けた事業実施機関（大学、コンサルタント）への助言、指導を行う。

- 資源の絆プログラムや資源分野における課題別研修（3件）¹のカリキュラム、目的及び成果、対象国、対象者等にかかる助言を行う。
- (2) 鉱物資源分野におけるアクター動向把握
 - 経済産業省、独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、大学、研究機関等の鉱物資源関係の公的機関、企業から、各機関の体制、事業の方向性、等にかかる情報を収集し整理する。
 - 同関係機関との連携強化の観点、および JICA が実施する事業への参画について、助言を行う。
- (3) 資源分野での協力全体が戦略的に実施できるよう、資源分野の人材育成プログラム（資源の絆）や他事業（他機関実施のプログラム含む）との有機的な連携・補完関係の構築、整理について技術的助言を行う。
- (4) 終了した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）のプロジェクトや帰国研修員を核とした後継案件のアイデアについて提案を行い、進捗に応じて実現化に向けた調整を行う。
- (5) 必要に応じて各事業で計画・実施されるセミナー・シンポジウムに出席し、依頼があった際には JICA の取り組みについて紹介を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務計画書（電子データ）

業務開始後 10 営業日以内に提出。
- (2) 業務完了報告書（和文 3 部、電子データ）

2024 年 2 月 14 日までに提出。
- (3) 業務従事月報

業務従事者は、国内における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。
- (4) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対し

¹課題別研修「鉱物資源分野における連携強化プログラム」
 課題別研修「資源探査のためのリモートセンシングGIS活用」
 課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」

ても速やかに提出する。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）報酬について 報酬単価（上限額）については、「経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「（2）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html

「見積書（兼契約金額内訳書）—2023年4月公示分以降（国内業務）」をお使いください。

（2）航空賃及び日当・宿泊料等

内国出張時の旅費については、JICA が本契約金額とは別に支払うため、契約金額に含みません。なお、旅費の支給基準については JICA の細則（「専門家の派遣手当等支給基準」）によることとします。旅費基準の支給項目は同細則に基づき航空賃、日当・宿泊料、旅行雑費国内移動にかかる旅費とし、以下の条件に基づき支払いを行うこととします。

- ・ JICA 労災：加入しない
- ・ 人件費補てん：支給しない

なお、出張者の旅費計算の格付けは学歴年次により決定するため、契約締結後に決定します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 便宜供与内容（国内） JICA 社会基盤部による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 当該業務対象案件の資料、データの提供

イ) 執務スペースの提供

発注者の事業所内での作業を必要とする場合、機構内での作業場所を提供する。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ第二チームから配付しますので、imgne@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 全世界（広域）環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査 インセプションレポート
- ・ 長期研修「資源分野の人材育成プログラム」（資源の絆）
- ・ 課題別研修「鉱物資源分野における連携強化プログラム」 業務完了報告書
- ・ 課題別研修「資源探査のためのリモートセンシング GIS 活用」 業務完了報告書
- ・ 課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」 業務完了報告書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、

複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本契約については、通常のコンサルタント等契約とは異なる経費体系となるため、「契約約款第13条（契約金額の精算）第5項」は適用しないこととし、契約金額を超えての精算金額の確定は行いませんのでご注意ください。契約書上でその旨を記載します。

以上

別紙 対象案件一覧

番号	国名	プロジェクト名	スキーム	案件ステータス	主な業務	競争参加への制限
1	全世界	資源分野の人材育成プログラム（資源の絆プログラム）	長期研修	実施中	案件への助言	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構
2	全世界	鉱物資源分野における連携強化プログラム	課題別研修	実施中	案件への助言	一般財団法人カーボンフロンティア機構
3	全世界	資源探査のためのリモートセンシング GIS 活用	課題別研修	実施中	案件への助言	一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構
4	全世界	鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修	課題別研修	実施中	案件への助言	一般財団法人カーボンフロンティア機構
5	全世界	環境調和的鉱業開発のためのモニタリング情報収集・確認調査	基礎情報収集・確認調査	実施中	案件への助言	住鉱資源開発株式会社 三菱マテリアルテクノ株式会社
6	ザンビア	ザンビアにおける鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発	地球規模課題対応国際科学技術協力	終了・後継案件形成中	案件への助言	国立大学法人北海道大学